

自殺総合対策大綱の実施状況に関するフォローアップ結果等

| 自殺総合対策大綱の項目                      | 担当省庁  | 実施状況  |   |
|----------------------------------|-------|---|---|
|                                  |       | 平成19年度の実施状況   | 平成20年度の実施状況及び実施予定   |
| <b>1 自殺の実態を明らかにする取組</b>          |       |   |   |
| (1) 実態解明のための調査の実施                | 内閣府   | ○こころの健康（自殺対策）に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とするため、こころの健康（自殺対策）に関する世論調査を実施。（平成19年5月）<br>○自殺に関する国民の意識や自殺サイトへの接触などの実態を把握し、今後の施策の参考とするため、自殺対策に関する意識調査を実施。（平成20年2月）   | 「自殺サイト」への接触度などの実態を把握し、今後の施策の参考とするため、自殺サイトに関する調査を実施予定。   |
|                                  | 厚生労働省 | 厚生労働科学研究費補助金「こころの健康科学研究事業」において<br>①「自殺未遂者および自殺遺族等へのケアに関する研究」<br>②「心理学的剖検データベースを活用した自殺の原因分析に関する研究」を実施。   | 厚生労働科学研究費補助金「こころの健康科学研究事業」において<br>①「自殺未遂者および自殺遺族等へのケアに関する研究」<br>②「心理学的剖検データベースを活用した自殺の原因分析に関する研究」を実施。   |
| (2) 情報提供体制の充実                    | 厚生労働省 | 自殺予防総合対策センターのWebサイト「いきる」で、自殺の現状、国・地方自治体の自殺対策、WHOや海外での取り組み等について紹介。   | 自殺予防総合対策センターのWebサイト「いきる」で、自殺の現状、国・地方自治体の自殺対策、WHOや海外での取り組み等について紹介。   |
| (3) 自殺未遂者、遺族等の実態及び支援方策についての調査の推進 | 厚生労働省 | 厚生労働科学研究費補助金「こころの健康科学研究事業」の中で、「自殺未遂者及び自殺遺族等へのケアに関する研究」を実施。  | 厚生労働科学研究費補助金「こころの健康科学研究事業」の中で、「自殺未遂者及び自殺遺族等へのケアに関する研究」を実施。  |
| (4) 児童生徒の自殺予防についての調査の推進          | 文部科学省 | 児童生徒の自殺予防に関する教職員向けの手引き等の作成に向け「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」を開催。（平成20年3月）  | 引き続き「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」を開催し、検討を実施。   |
| (5) うつ病等の精神疾患の病態解明及び診断・治療技術の開発   | 厚生労働省 | 厚生労働科学研究費補助金「こころの健康科学研究事業」の中で<br>①「プライマリーケアで使用可能な、DNAチップを用いたうつ病の診断指標の作成」<br>②「難治性うつ病の治療反応性予測と客観的診断法に関する生物・心理・社会的統合研究」<br>③「地域における一般診療科と精神科の連携によるうつ病/自殺ハイリスク者の発見と支援」等の研究を実施。   | 厚生労働科学研究費補助金「こころの健康科学研究事業」の中で<br>①「プライマリーケアで使用可能な、DNAチップを用いたうつ病の診断指標の作成」<br>②「難治性うつ病の治療反応性予測と客観的診断法に関する生物・心理・社会的統合研究」<br>③「地域における一般診療科と精神科の連携によるうつ病/自殺ハイリスク者の発見と支援」<br>④「リワークプログラムを中心とするうつ病の早期発見から職場復帰に至る包括的治療に至る研究」等の研究を実施。  |
|                                  | 警察庁   | ○平成19年1月1日から、自殺の原因・動機の項目を中心に見直した新しい自殺統計原票の運用を開始。（平成19年1月～）<br>○「平成18年中における自殺の概要資料」を公表。（平成19年6月）   | ○自殺の原因・動機の項目を中心に見直した新しい自殺統計原票に基づく「平成19年中における自殺の概要資料」を公表。（平成20年6月）<br>○平成20年に入り硫化水素による自殺が急増したため、平成19年中及び平成20年1月から5月に発生した硫化水素による自殺の件数及び人員を、取りまとめて公表。（平成20年6月）   |
| (6) 既存資料の利活用の推進                  | 厚生労働省 |   | 自殺予防総合対策センターにおいて<br>①警察庁のデータを活用した自殺の実態分析<br>②人口動態調査に基づく地域、年齢階級等に関する分析を実施。   |
|                                  | 警察庁   |   |   |
| <b>2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組</b>    |       |   |   |
| (1) 自殺予防週間の設定と啓発事業の実施            | 内閣府   | ○自死遺族支援全国キャラバン実行委員会との共催により東京都でシンポジウムを開催し、全国キャラバンの開始宣言を共同で行うとともに、キャラバン事業として開催されるシンポジウムにパネリストとしての職員を派遣、後援名義の付与などの支援を実施。（平成19年7月1日）<br>○「自殺予防週間」において、関係省庁、地方公共団体等に啓発事業の実施を呼びかけるとともに、東京都において「第1回自殺対策シンポジウム」を開催。（平成19年9月）  | ○NPO法人自殺対策支援センター ライフリンク及び東京都との共催により「WHOシンポジウム」を開催。（平成20年9月14日）<br>○厚生労働省及び開催県との共催により全国5か所（山形県、石川県、鳥取県、高知県、鹿児島県）において地方シンポジウムを開催。（平成20年8月31日～9月20日）   |
| (2) 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施           | 総務省   | 平成18年度に開発した放送分野のメディア・リテラシー向上のための小学校高学年及び高校生向け教材の説明会を各地で実施。  | ○放送分野のメディア・リテラシーの向上のためのポータルサイトを開設予定。<br>○小学校高学年を対象とした放送分野のメディア・リテラシーの向上のためのe-ラーニングコンテンツを開発予定。   |
|                                  | 文部科学省 | ○命の大切さを学ばせる体験活動や社会奉仕体験活動など他校のモデルとなる様々な体験活動を実施する学校を指定し、その成果を普及させ、学校における豊かな体験活動の円滑な展開を推進。<br>○総務省と文部科学省は通信関係団体等と連携しながら、主に保護者及び教職員を対象としたインターネットの安全・安心利用に向けた啓発のための講座「e-ネットキャラバン」を、平成19年度に1,089件実施。<br>○命を大切にすることをはぐくむ教育を推進する観点から、児童生徒が生命の尊さなどを実感できる道徳教育を充実するための実践研究を実施。【児童生徒の心に響く道徳教育推進事業一命を大切にすることをはぐくむ教育の推進に関する研究】（平成19年度）<br>○平成20年3月28日に、小中学校の新学期指導要領を告示。<br>○情報モラル指導の一層の普及を図るための「情報モラル指導セミナー」を47都道府県において開催。<br>○情報モラル研修教材「5分で分かる情報モラル」を作成・配付。<br>○情報モラル指導に関する教員向けWebサイトを作成。<br>○全国規模の学校団体やPTA、通信関係団体などの関係業界・団体の連携強化を目的とした「ネット安全安心全国推進会議」・「ネット安全安心全国推進フォーラム」を実施した。（平成19年11月、平成20年1月、平成20年3月）<br>○都道府県レベルの関係団体を構成員とした有害環境対策に係る「地域コンソーシアム」の構築。<br>○青少年や保護者を対象とし、インターネット利用に際してのルール・マナーやその活用について体験的に学ぶ機会の提供などメディア対応能力等を育成するためのモデル事業を実施。<br>○全国の小学6年生に対して携帯電話利用に関する留意点を盛り込んだ啓発資料の作成・配布。（平成20年2月） | ○引き続き、学校における豊かな体験活動の円滑な展開を推進。<br>○総務省と文部科学省は通信関係団体等と連携しながら、主に保護者及び教職員を対象としたインターネットの安全・安心利用に向けた啓発のための講座「e-ネットキャラバン」を、平成20年度も引き続き実施。<br>○生命を尊重する心や自立心をはぐくむ等の道徳教育を推進する観点から、実践研究を実施。【道徳教育実践研究事業】（平成20年度）<br>○小中学校の新学期指導要領の解説を作成・公開。（平成20年6、7月）<br>○情報モラル指導に関する教員向けWebサイトについて全国の教員が閲覧・活用できるように公開。（平成20年7月）<br>○全国規模の学校団体やPTA、通信関係団体などの関係業界・団体の連携強化を目的とした「ネット安全安心全国推進会議」・「ネット安全安心全国推進フォーラム」を実施予定。<br>○都道府県レベルの関係団体を構成員とした有害環境対策に係る「地域コンソーシアム」の構築予定。<br>○全国の小学6年生に対して携帯電話利用に関する留意点を盛り込んだ啓発資料の作成・配布予定。<br>○有害情報に関する意識向上のための映像資料を作成予定。<br>○携帯電話利用に係る親子のルールづくり等に関する調査研究を実施予定。 |

|                                    |       |  |   |
|------------------------------------|-------|--|---|
| (3) うつ病についての普及啓発の推進                | 厚生労働省 | ○「うつ対策推進マニュアル」、「うつ対応マニュアル」の関係機関への提供等を通じて地域におけるうつ病等精神疾患に関する普及啓発への支援を実施。<br>○精神保健福祉に関する正しい知識を普及するため「精神保健福祉全国大会」を開催。  | ○「うつ対策推進マニュアル」、「うつ対応マニュアル」の関係機関への提供等を通じて地域におけるうつ病等精神疾患に関する普及啓発への支援を実施予定。<br>○精神保健福祉に関する正しい知識を普及するため「精神保健福祉全国大会」を開催予定。   |
| 3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する取組          |       |  |   |
| (1) かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上 | 厚生労働省 |  | 精神科を専門としない医師に対し、うつ病診断能力の向上を目的にかかりつけ医うつ病対応力向上研修事業を開始。(平成20年度から)  |
| (2) 教職員に対する普及啓発等の実施                | 文部科学省 | 児童生徒の自殺予防に関する教職員向けの手引き等の作成に向け「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」を開催。(平成20年3月)   | 引き続き「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」を開催し、検討を実施。   |
| (3) 地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上        | 厚生労働省 | ○自殺予防総合対策センターにおいて自治体・精神保健福祉センター職員を対象とした自殺対策企画者研修を実施。(平成19年8月29日～31日)<br>○自殺予防総合対策センターにおいて、公的機関に対して相談員研修を実施。(平成20年1月10日～11日)<br>○職場におけるメンタルヘルス対策を推進するため、47都道府県の産業保健推進センターにおいて産業保健スタッフ等の資質向上のための研修等を実施。  | ○自殺予防総合対策センターにおいて自治体・精神保健福祉センター職員等を対象とした自殺対策企画者研修、地域自殺対策支援研修、相談員研修、心理職を対象とした心理職等カウンセリング技術向上研修を実施予定。<br>○職場におけるメンタルヘルス対策を推進するため、47都道府県の産業保健推進センターにおいて産業保健スタッフ等の資質向上のための研修等を実施。   |
| (4) 介護支援専門員等に対する研修の実施              | 厚生労働省 | 介護支援専門員の資質向上を図るための研修事業の実施。   | 介護支援専門員の資質向上を図るための研修事業の実施予定。  |
| (5) 民生委員・児童委員等への研修の実施              | 厚生労働省 | 各都道府県、政令指定都市が実施する、<br>・単位民生委員・児童委員協議会会長に必要な指導力を修得させるための研修<br>・中堅の民生委員・児童委員に必要な活動力を修得させるための研修<br>・新任の民生委員・児童委員に必要な基礎的知識及び技術を修得させるための研修<br>等を支援するため「民生委員・児童委員研修事業」を実施。   | 各都道府県、政令指定都市が実施する、<br>・単位民生委員・児童委員協議会会長に必要な指導力を修得させるための研修<br>・中堅の民生委員・児童委員に必要な活動力を修得させるための研修<br>・新任の民生委員・児童委員に必要な基礎的知識及び技術を修得させるための研修<br>等を支援するため「民生委員・児童委員研修事業」を実施。  |
| (6) 地域でのリーダー養成研修の充実                | 厚生労働省 | 自殺予防総合対策センターにおいて自治体・精神保健福祉センター職員を対象とした自殺対策企画者研修を実施。(平成19年8月29日～31日)  | 自殺予防総合対策センターにおいて自治体・精神保健福祉センター職員を対象とした自殺対策企画者研修を実施予定。   |
| (7) 社会的要因に関連する相談員の資質の向上            | 金融庁   | ○金融サービス利用者相談室の相談員に対して、多重債務相談に対応する際の基本的な心構え等について周知を実施。(平成19年10月9日)<br>○先進的な自治体の取組例や相談マニュアルの内容の周知を目的とした「多重債務問題解決のためのカウンセリングシンポジウム」を東京都で開催。(平成19年6月16日)<br>○多重債務相談に対応する際の相談員の基本的な心構えや実際の相談業務での対応についての「多重債務者相談マニュアル」(冊子及びDVD)を作成し、全国の自治体、関係機関に送付。(平成19年7月)<br>○多重債務相談マニュアルの内容や自治体における先進的な取組を周知し、相談体制の充実を図ることを目的としてシンポジウム「多重債務者向け相談窓口の整備に向けて」を大阪、仙台、名古屋、福岡で開催。(平成19年11月30日～12月6日)<br>○「多重債務者相談マニュアル」を改訂し、全国の自治体、関係機関に送付。(平成20年3月) | ○金融サービス利用者相談室の相談員に対して、多重債務相談に対応する際の基本的な心構え等について再周知を実施予定。<br>○多重債務問題改善プログラムについて、各施策の進捗状況のフォローアップを実施。(平成20年6月10日)<br>○「多重債務者相談マニュアル」をさらに実務に即したものとするため、実際の相談窓口の状況のヒアリングを行い、マニュアルを改訂する予定。   |
|                                    | 厚生労働省 | 厚生労働省職員研修において、メンタルヘルスに関する講習を実施。  | 厚生労働省職員研修において、メンタルヘルスに関する講習を実施。   |
| (8) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上          | 警察庁   | 警察職員が自殺者、自殺者遺族、自殺未遂者等に関係する業務に従事する場合には、自殺者の名誉や自殺者遺族、自殺未遂者等の心情等を不当に傷つけることのないよう、適切な遺族対応等に取り組んでいる。   | 警察職員が自殺者、自殺者遺族、自殺未遂者等に関係する業務に従事する場合には、自殺者の名誉や自殺者遺族、自殺未遂者等の心情等を不当に傷つけることのないよう、適切な遺族対応等に取り組んでいる。  |
|                                    | 総務省   | 消防職員が、遺族等に対して適切な対応が図れるよう、消防職員に対する教養訓練を通じ、必要な情報提供を実施。   | 消防職員が、遺族等に対して適切な対応が図れるよう、消防職員に対する教養訓練を通じ、必要な情報提供を実施。  |
| (9) 研修資料の開発等                       | 厚生労働省 | ○ガイドライン及び自死遺族ケアガイドライン作成するために「自殺未遂者及び自殺遺族等へのケアに関する研究」を実施。<br>○自殺予防総合対策センターにおいて、公的機関に対して相談員研修を実施。(平成20年1月10日～11日)<br>○自殺予防総合対策センターにおいて自治体・精神保健福祉センター職員を対象とした自殺対策企画者研修を実施。(平成19年8月29日～31日)  | ○「自殺未遂者・自殺遺族ケア対策検討会」の報告書を踏まえて自殺未遂者ケアに関するガイドライン及び自死遺族ケアに関するガイドラインを作成予定。<br>○自殺予防総合対策センターにおいて自治体・精神保健福祉センター職員等を対象とした自殺対策企画者研修、地域自殺対策支援研修、相談員研修、心理職を対象とした心理職等カウンセリング技術向上研修の実施予定。   |
| (10) 自殺対策従事者への心のケアの推進              | 厚生労働省 | 自殺予防総合対策センターで開催される公的機関職員を対象とした相談員研修を実施するにあたり、相談員自らのこころの健康を維持するための対応方法についての内容を盛り込むことを検討。  | 自殺予防総合対策センターで開催される公的機関職員を対象とした相談員研修を実施するにあたり、相談員自らのこころの健康を維持するための対応方法についての内容を盛り込むことを引き続き検討。   |
| 4 心の健康づくりを進める取組                    |       |  |   |
| (1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進             | 厚生労働省 | ○「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の周知徹底を図る目的で事業者等に対してパンフレットを配布するとともに、個別の事業場に専門家を派遣し、メンタルヘルス対策の指導援助を実施。<br>○労働者及びその家族に対して、セミナーや相談会等を実施。<br>○産業医に対してはメンタルヘルス対策や過重労働対策に関する研修、精神科医等に対しては産業保健についての研修を実施。<br>○労働者の法定労働条件を確保するため、労働基準関係法令上問題が認められた場合に必要となる監督指導を実施。  | ○「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の周知徹底を図る目的で事業者等に対してパンフレットを配布するとともに個別の事業場に専門家を派遣し、メンタルヘルス対策の指導援助を実施予定。<br>○労働者及びその家族に対して、セミナーや相談会等を実施。<br>○産業医に対してはメンタルヘルス対策や過重労働対策に関する研修、精神科医等に対しては産業保健についての研修を実施。<br>○事業者等からの求めに応じた相談機関等の紹介を行うメンタルヘルス対策支援センターを47都道府県に設置。<br>○労働基準関係法令上問題が認められた場合に必要となる監督指導を行う予定。 |
| (2) 地域における心の健康づくり推進体制の整備           | 厚生労働省 | ○自殺予防総合対策センターにおいて、公的機関に対して相談員研修を実施。(平成20年1月10日～10日)<br>○自殺予防総合対策センターにおいて自治体・精神保健福祉センター職員を対象とした自殺対策企画者研修を実施。(平成19年8月29日～31日)<br>○地域における自殺対策を支援、検証する地域自殺対策推進事業を実施。<br>○自殺予防総合対策センターにおいて関係省庁、地方自治体、民間団体等、関連機関との事例検討、連絡を行う自殺対策ネットワーク協議会を実施。  | ○自殺予防総合対策センターにおいて、公的機関に対して相談員研修、自治体・精神保健福祉センター職員を対象とした自殺対策企画者研修を実施予定。<br>○地域における自殺対策を支援、検証する地域自殺対策推進事業を実施。<br>○自殺予防総合対策センターにおいて関係省庁、地方自治体、民間団体等、関連機関との事例検討、連絡を行う自殺対策ネットワーク協議会を実施。   |
|                                    | 農林水産省 | ○農村における高齢者福祉事業を行う農協や助け合い組織のリーダー育成のための指導・研修等の活動を支援。<br>○農山漁村における高齢者の生きがい発揮のための施設整備として、農産物直売施設や特用林産物活用施設、健康管理等情報連絡施設等の整備を実施。   | ○農村における高齢者福祉事業を行う農協や助け合い組織のリーダー育成のための指導・研修等の活動を支援。<br>○農山漁村における高齢者の生きがい発揮のための施設整備として、農産物直売施設や特用林産物活用施設、健康管理等情報連絡施設等の整備を実施。  |

|  |       |  |   |
|--|-------|--|---|
|  | 国土交通省 | 高齢者をはじめ、誰もが地域で集い、憩うことのできる環境の形成を図るため、歩いて行ける身近な都市公園の整備等を推進した。  | 引き続き、歩いて行ける身近な都市公園の整備等を推進する。  |
| (3) 学校における心の健康づくり推進体制の整備               | 文部科学省 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○スクールカウンセラーや「子どもと親の相談員」の配置により、学校における教育相談体制を充実。</li> <li>○養護教諭の資質向上のため、全国養護教諭研究大会（平成19年8月）、健康教育指導者養成研修（平成19年11月～12月）等を開催。</li> <li>○公立学校等における労働安全衛生法に基づく管理体制の整備状況を把握するため、「公立学校等における労働安全衛生管理体制に関する調査」を実施。（平成19年12月）</li> <li>○平成20年4月より、全ての事業場において一定の要件を満たした労働者に対し医師による面接指導等を実施することが義務付けられたことも踏まえ、労働安全衛生管理体制の整備について周知徹底する観点から、通知を发出。（平成19年12月）</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○新たにスクールカウンセラーの小学校への配置を行うなど、引き続き学校における教育相談体制の充実を推進。</li> <li>○養護教諭の資質向上のため、全国養護教諭研究大会（平成20年8月）、健康教育指導者養成研修（平成20年11月～12月）等を開催予定。</li> <li>○労働安全衛生法に基づく体制の整備の趣旨を周知徹底するため、平成19年12月に実施した調査結果と併せて通知を发出。（平成20年5月）</li> <li>○公立学校等における労働安全衛生法に基づく体制の整備状況を把握するため、「公立学校等における労働安全衛生管理体制に関する調査」を実施。（平成20年7月）</li> </ul> |
| 5 適切な精神科医療を受けられるようにする取組                |       |  |   |
| (1) 精神科医をサポートする人材の養成など精神科医療体制の充実       | 厚生労働省 |  | 自殺予防総合対策センターにおいて心理職等カウンセリング技術向上研修の実施予定。   |
| (2) うつ病の受診率の向上                         | 厚生労働省 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「うつ対策推進マニュアル」、「うつ対応マニュアル」の関係機関への提供等を通じて、地域におけるうつ病等精神疾患に関する普及啓発への支援を実施。</li> <li>○自殺対策として、早期の精神科受診を促進する診療報酬上の評価について、中央社会保険医療協議会において検討。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○精神科を専門としない医師に対し、うつ病診断能力の向上を目的にかかりつけ医うつ病対応力向上研修事業を開始。</li> <li>○「うつ対策推進マニュアル」、「うつ対応マニュアル」の関係機関への提供等を通じて、地域におけるうつ病等精神疾患に関する普及啓発への支援を実施。</li> <li>○平成20年4月の診療報酬改定において、うつ病等の精神障害患者の早期受診を促すため、身体症状を訴えて内科等を受診した患者のうち、うつ病等精神障害の疑いのある者について、精神科医師に紹介した場合に算定できる新たな報酬項目を創設。</li> </ul>                                 |
| (3) かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上【再掲】 | -     |  |   |
| (4) 子どもの心の診療体制の整備の推進                   | 厚生労働省 | 「子どもの心の診療医の養成に関する検討会」の報告書（平成19年3月取りまとめ）の内容を踏まえ、子どもの心の診療医の養成のための研修の実施やテキストを作成。  | 様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、中央拠点病院の整備を行い、人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援を実施。  |
| (5) うつ病スクリーニングの実施                      | 厚生労働省 | 介護支援事業の中で基本チェックリストを用いて高齢者のうつ病に関するスクリーニングを実施するよう自治体に通知。   | 介護支援事業の中で基本チェックリストを用いて高齢者のうつ病に関するスクリーニングを実施するよう自治体に通知。  |
| (6) 慢性疾患患者等に対する支援                      | 厚生労働省 | 看護師に対し、慢性疾患等の患者に適切に対応できるような専門領域における実務的な知識・技術の向上を図るための研修を都道府県等において実施。   | 看護師に対し、慢性疾患等の患者に適切に対応できるような専門領域における実務的な知識・技術の向上を図るための研修を都道府県等において実施予定。  |
| 6 社会的な取組で自殺を防ぐための取組                    |       |  |   |
| (1) 地域における相談体制の充実                      | 内閣府   | 各都道府県、政令指定都市に対して、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的要因に関する各種相談窓口の整備</li> <li>・休日・夜間相談の実施</li> <li>・民間団体の相談窓口との連携</li> <li>・相談内容に応じた相談窓口の周知等住民が相談しやすい体制の整備に努め、これら公的機関における相談事業の広報の強化に配慮</li> </ul> について通知。（平成19年7月）   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○多重債務者対策本部（金融庁）、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会の主催による「多重債務者相談強化キャンペーン（平成20年9月～12月）」の実施に伴い、効果的な自殺予防週間となるよう同時期に多重債務者向けの無料相談会を実施するよう各都道府県・政令指定都市に通知。（平成20年6月10日）</li> <li>○相談しやすい体制の整備を促進するため「こころの健康相談統一ダイヤル」の運用を開始。（平成20年9月）</li> </ul>   |
| (2) 多重債務者の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実        | 金融庁   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○内閣に設置された多重債務者対策本部において、相談窓口の整備・強化、セーフティネット貸付けの提供等の具体的な諸施策を取りまとめた「多重債務問題改善プログラム」を策定。（平成19年4月20日）</li> <li>○各地域の多重債務者が相談窓口を訪れる一つの契機を提供すべく、「全国一斉多重債務者相談ウィーク」を実施。（平成19年12月10日～16日）</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○各財務（支）局及び沖縄総合事務局に多重債務者向け相談員を配置し、相談業務を開始。（平成20年4月）</li> <li>○多重債務問題改善プログラムについて、各施策の進捗状況のフォローアップを実施。（平成20年6月10日）</li> <li>○平成20年度「多重債務者相談強化キャンペーン」として、各都道府県において無料相談会を実施する予定。（平成20年9月～12月）</li> </ul>  |
| (3) 失業者等に対する相談窓口の充実等                   | 厚生労働省 | 失業者に対して、ハローワーク等の窓口においてきめ細やかな職業相談など、早期再就職のための各種支援を実施し、特に失業に直面した際に生じる心の悩み相談など様々な生活上の問題に関する相談に対応した。   | 失業者に対して、ハローワーク等の窓口においてきめ細やかな職業相談など、早期再就職のための各種支援を実施し、特に失業に直面した際に生じる心の悩み相談など様々な生活上の問題に関する相談に対応している。  |
| (4) 経営者に対する相談事業の実施等                    | 金融庁   | 全国地方銀行協会及び第二地方銀行協会との意見交換会において、個人保証に過度に依存しない融資を推進するよう要請を行った。（平成19年7月ほか）   | 全国地方銀行協会及び第二地方銀行協会との意見交換会において、個人保証に過度に依存しない融資を推進するよう要請を行った。（平成20年4月ほか）  |
|  | 経済産業省 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○中小企業金融公庫において、創業等の支援のために、定期的な財務報告を行うことを条件に、本人保証を免除する制度（保証人猶予特例）を創設。</li> <li>○ビジネスプランの審査に基づき、創業者に無担保・無保証の融資を行う制度（新創業融資制度）を拡充。（融資限度額を750万円から1,000万円への引き上げや自己資金の要件を「2分の1以上」から「3分の1以上」へ緩和。本制度の実績：46,811件 1,525億円 平成20年3月迄）</li> <li>○中小企業金融公庫・国民生活金融公庫において再チャレンジする起業家の事業の見込み等を評価することにより融資を可能とする再チャレンジ融資制度を創設。</li> <li>○全都道府県に設置された「中小企業再生支援協議会」において、企業再生に係る相談から再生計画の策定支援まで対応。</li> <li>○全国に早期転換・再挑戦支援窓口を設置し、廃業経験者の再起業等に関する相談事業を実施。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○中小企業金融公庫において、創業等の支援のために、定期的な財務報告を行うことを条件に、本人保証を免除する制度（保証人猶予特例）を本年度より、全ての貸付で利用可能に拡充。</li> <li>○国民生活金融公庫において、創業者向けの無担保・無保証人融資制度である新創業融資制度の対象となる貸付制度の拡大や実施期間を延長し、支援を継続する。</li> <li>○「中小企業再生支援協議会」において、企業再生に係る相談や再生計画の策定支援を実施。</li> <li>○地域連携拠点において、再起業等に関する相談を受け付。</li> </ul>                                  |
| (5) 法的問題解決のための情報提供の充実                  | 法務省   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○自殺の社会的要因に関わる相談窓口をより適切に紹介できるよう連携関係を確保する関係機関等の範囲の拡大と連携の強化を図り、相談者への情報提供の充実に努める。</li> <li>○法テラスの業務内容等について国民への更なる周知を図る。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○自殺の社会的要因に関わる相談窓口をより適切に紹介できるよう連携関係を確保する関係機関等の範囲の拡大と連携の強化を図り、相談者への情報提供の充実に努める。</li> <li>○法テラスの業務内容等について国民への更なる周知を図る。</li> </ul>   |
|  | 警察庁   | 自殺するおそれのある家出人の発見活動に努めた。  | 自殺するおそれのある家出人の発見活動に努めている。   |
|  | 厚生労働省 | 平成19年度医薬品等一斉監視指導において、各自治体を通じて、医薬品販売業者等における毒薬及び劇薬の取扱について確認、指導を実施。   | 平成20年度医薬品等一斉監視指導において、各自治体を通じて、医薬品販売業者等における毒薬及び劇薬の取扱について確認、指導を実施。  |

|                               |       |  |  |
|-------------------------------|-------|--|--|
| (6) 危険な場所、薬品等の規制等             | 農林水産省 | 農薬使用に伴う危害を防止するため、農薬使用者に対する講習会の開催や不適切な使用者への販売を防止するための農薬販売者への研修指導を実施。  | ○農薬使用に伴う危害を防止するため、農薬使用者に対する講習会の開催や農薬販売者への研修指導を実施。<br>○硫化水素対策として、農薬の適正販売に向けた関係団体へ協力を依頼。(平成20年5月20日)   |
|                               | 国土交通省 | ○特定行政庁を通じ、建築物の所有者等に対し、法令に基づく施設設置・維持管理等を徹底させ、屋上からの転落防止等の安全確保を図った。<br>○鉄道駅のプラットフォームにおいて、視覚障害者等をはじめとした全ての駅利用者の安全性向上を図ることを目的に、線路への落下を防止するホームドア(可動式ホーム柵を含む。)の設置を促進した。   | ○引き続き、特定行政庁を通じ、建築物の所有者等に対し、法令に基づく施設設置・維持管理等を徹底させ、屋上からの転落防止等の安全確保に努める。<br>○引き続き、鉄道駅のプラットフォームにおいて、線路への落下を防止するホームドア(可動式ホーム柵を含む。)の設置を促進する。   |
|                               | 警察庁   | 都道府県警察は、自殺を図った者の救護、自殺予告をした者への説諭、自殺予告した者の家族への監護依頼等を行い自殺防止措置を講じた。  | 都道府県警察は、自殺を図った者の救護、自殺予告をした者への説諭、自殺予告した者の家族への監護依頼を行い自殺防止措置を講じている。   |
| (7) インターネット上の自殺予告事案等への対応等     | 総務省   | ○「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」を含む各種ガイドラインの事業者向け説明会を、平成19年11月に全国4カ所で開催する等、各種ガイドラインの周知に努めた。<br>○個別の事案への対応についての事業者からの相談を受け付ける「違法・有害情報事業者相談センター」が、平成20年2月に業界団体内に設置されており、その設立準備や周知活動を支援した。<br>○平成19年12月、携帯電話事業者等に対し、携帯電話等のフィルタリングサービスの導入促進に取り組むよう要請した。 | ○引き続き各種ガイドラインの周知に努めるとともに、違法・有害情報事業者相談センターの周知活動を支援する。<br>○平成20年4月、携帯電話事業者等に対し、携帯電話等のフィルタリングサービスの改善等について要請した。  |
|                               | 経済産業省 | ○多様化するネット上のコンテンツに対応し、書き込みサイト等に記載されたキーワードや文脈から必要な情報を検索する技術等の開発を検討。<br>○パソコンメーカーに対し、フィルタリングソフトの搭載等を行うよう要請した。<br>○フィルタリングの重要性や利用促進に関するセミナー等を開催。   | ○多様化するネット上のコンテンツに対応し、書き込みサイト等に記載されたキーワードや文脈から必要な情報を検索する技術等の開発を推進。<br>○平成20年5月から、フィルタリングの重要性や利用促進を呼びかけるキャンペーンを実施するとともに、引き続きセミナー等を開催。  |
| (8) 介護者への支援の充実                | 厚生労働省 | 地域包括支援センターに携わる職員等を対象にした研修を実施。  | 地域包括支援センターに携わる職員等を対象にした研修を実施。  |
| (9) いじめを苦にした子どもの自殺の予防         | 法務省   | 以下の施策等により、子どもたちがより相談しやすい体制を確立し、いじめをはじめとする子どもの人権問題の解決に努めた。<br>・「子どもの人権SOSモニター」を全国の小中学校の児童生徒に配布<br>・「インターネット人権相談受付窓口(子ども用)」を開設<br>・「子どもの人権110番」の運用   | 以下の施策等により、子どもたちがより相談しやすい体制の下で、いじめをはじめとする子どもの人権問題の解決に努めている。<br>・「子どもの人権SOSモニター」を全国の小中学校の児童生徒に配布<br>・「インターネット人権相談受付窓口(子ども用)」の運用<br>・「子どもの人権110番」の運用  |
|                               | 文部科学省 | ○子どもたちがいつでも悩みや不安を打ち明けられるよう、24時間いじめ電話相談を実施。<br>○いじめなど問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組について調査研究を実施。   | ○引き続き、24時間いじめ電話相談を実施。<br>○引き続き、いじめなど問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組について調査研究を実施。<br>○新たに、スクールソーシャルワーカーの活用方法等について調査研究を実施。   |
| (10) 報道機関に対する世界保健機関の手引きの周知    | 内閣府   | 内閣府及び自殺予防総合対策センターのホームページに、WHOが作成した「メディア関係者のための手引き」を掲載し、その周知を図った。   | ○内閣府記者クラブ及び厚生労働省記者クラブを通じて、報道会社にWHOが作成した「メディア関係者のための手引き」を配布・周知した。(平成20年4月)<br>○内閣府及び自殺予防総合対策センターのホームページに、「メディア関係者のための手引き」を掲載し、その周知を図っている。   |
| 7 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ取組            |       |  |  |
| (1) 救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実 | 厚生労働省 | ○「自殺未遂者・自殺遺族ケア対策検討会」を平成18年から開催し、自殺未遂者に対する支援対策について検討し平成20年3月に報告書を取りまとめた。<br>○自殺対策として、救命救急センターにおける精神医療の診療報酬上の評価について、中央社会保険医療協議会において検討。   | ○「自殺未遂者・自殺遺族ケア対策検討会」の報告書を踏まえ自殺未遂者ケアに関するガイドラインを作成。<br>○自殺未遂者の再度の自殺を防ぐため入院中及び退院後の心理的ケアを中心に、医師、保健師、看護師等を対象とした未遂者ケア対策研修を実施予定。<br>○平成20年4月の診療報酬改定において、救命救急センターにおいて自殺企図等が疑われる患者について、精神保健指定医が、当該患者の診断・治療を行った場合に算定できる新たな報酬項目を創設。 |
| (2) 家族等の身近な人の見守りに対する支援        | 厚生労働省 | ○自殺予防総合対策センターにおいて、公的機関の相談員への研修を実施。(平成20年1月10～11日)<br>○「自殺未遂者・自殺遺族ケア対策検討会」を平成18年から開催し、自殺遺族に対する支援対策について検討し平成20年3月に報告書を取りまとめた。  | ○自殺予防総合対策センターにおいて、公的機関の相談員への研修を実施予定。<br>○「自殺未遂者・自殺遺族ケア対策検討会」の報告書を踏まえて自殺未遂者ケアに関するガイドラインを作成予定。   |
| 8 遺された人の苦痛を和らげる取組             |       |  |  |
| (1) 自殺者の遺族のための自助グループの運営支援     | 内閣府   |  | 「自死遺族のための分かち合いの会支援事業」において、自死遺族の分かち合いの会の運営についての研修などを実施。   |
|                               | 厚生労働省 | 「自殺未遂者・自殺遺族ケア対策検討会」を平成18年から開催し、自死遺族に対する支援対策について検討し平成20年3月に報告書を取りまとめた。  | 「自殺未遂者・自殺遺族ケア対策検討会」において作成されたガイドラインを踏まえ、医師等の医療従事者、地域福祉関係者及び遺族支援民間団体を対象とした自殺遺族ケアに関するシンポジウムを開催する予定。   |
| (2) 学校、職場での事後対応の促進            | 文部科学省 | 児童生徒の自殺予防に関する教職員向けの手引き等の作成に向け「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」を開催。(平成20年3月)   | 引き続き「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」を開催し、検討を実施。  |
|                               | 厚生労働省 | 職場での自殺や自殺未遂の発生直後の周りの人々に対する心理的ケアが的確に行われるよう自殺発生直後の職場における対応マニュアルとしての「職場における自殺予防と対応」(自殺予防マニュアル)の内容を充実(平成19年10月)させるとともに、全国でセミナーを開催する等により普及啓発を実施。  | 職場での自殺や自殺未遂の発生直後の周りの人々に対する心理的ケアが的確に行われるよう自殺発生直後の職場における対応マニュアルとしての「職場における自殺予防と対応」(自殺予防マニュアル)について、全国でセミナーを開催する等により普及啓発を実施。   |
| (3) 遺族のためのパンフレットの作成・配布の促進     | 厚生労働省 | 「自殺未遂者・自殺遺族ケア対策検討会」を平成18年から開催し、自死遺族に対する支援対策について検討し平成20年3月に報告書を取りまとめた。  | 「自殺未遂者・自殺遺族ケア対策検討会」の報告書を踏まえて自死遺族ケアに関するガイドラインを作成予定。   |
| (4) 自殺遺児へのケアの充実【再掲】           | -     |  |  |
| 9 民間団体との連携を強化する取組             |       |  |  |
| (1) 民間団体の人材育成に対する支援           | 厚生労働省 |  | 自殺予防総合対策センターにおいて民間団体の相談員への研修を実施予定。   |

|                          |       |   |   |
|--------------------------|-------|---|---|
| (2) 地域における連携体制の確立        | 内閣府   | <p>○自死遺族支援全国キャラバン実行委員会との共催により東京都でシンポジウムを開催し、全国キャラバンの開始宣言を共同で行うとともに、キャラバン事業として開催されるシンポジウムにパネリストとしての職員の派遣、後援名義の付与などの支援を実施。(平成19年7月1日)</p> <p>○全国自殺対策主管課長等会議を開催し、都道府県及び政令指定都市に対して、自殺総合対策大綱の説明を行うとともに、地域の自殺対策に係る計画の策定、官民の連携強化等自殺対策への取組を促した。(平成19年7月2日)</p> <p>○都道府県知事及び政令指定都市長に対して、自殺対策連絡協議会の運営に当たって、地域の民間団体への参加要請、積極的な意見聴取を行うなど民間団体との協働に配慮するよう通知。(平成19年7月31日)</p> <p>○全国自殺対策主管課長等会議を開催し、都道府県及び政令指定都市に対して、地域自殺対策推進事業、多重債務問題の取組等についての説明を行い取組を促した。(平成20年3月6日)</p> | 自殺予防総合対策センターにおいて、都道府県・政令指定都市における自殺対策及び自死遺族支援の取組状況に関する調査報告書を作成・公表。(平成20年7月)  |
|                          | 厚生労働省 | <p>自殺予防総合対策センターにおいて</p> <p>①都道府県・政令指定都市における自殺対策及び自死遺族支援の取組状況に関する調査を実施。</p> <p>②関係省庁、地方自治体、民間団体等、関連機関との事例検討、連絡を行う自殺対策ネットワーク協議会を開催。</p>   | <p>自殺予防総合対策センターにおいて</p> <p>①都道府県・政令指定都市における自殺対策及び自死遺族支援の取組状況に関する調査を実施し報告書を作成。</p> <p>②関係省庁、地方自治体、民間団体等、関連機関との事例検討、連絡を行う自殺対策ネットワーク協議会を開催。</p>  |
| (3) 民間団体の電話相談事業に対する支援    | 内閣府   | 電話相談について、電話番号の全国共通化について検討。  | 電話相談について、電話番号の全国共通化について検討。  |
|                          | 厚生労働省 | <p>○社会福祉法人いのちの電話主催の日本自殺予防シンポジウム福岡大会(平成19年6月30日)及びフリーダイヤルによる自殺防止のための電話相談事業(平成19年9月から20年3月までの毎月10日)に対して、後援名義の付与などの支援を実施。</p> <p>○都道府県民生主管部局長に対して、フリーダイヤル電話相談の実施にあたり広報等について協力依頼を通知。(平成19年7月11日)</p>  | <p>○社会福祉法人いのちの電話主催の日本自殺予防シンポジウム大阪大会(平成20年7月12日)及びフリーダイヤルによる自殺防止のための電話相談事業(平成20年4月から21年3月までの毎月10日)に対して、後援名義の付与などの支援を実施予定。</p> <p>○都道府県民生主管部局長に対して、フリーダイヤル電話相談の実施にあたり広報等について協力依頼を通知。(平成20年7月9日)</p> |
| (4) 民間団体の先駆的・試行的取組に対する支援 | 厚生労働省 | 各都道府県・指定都市・市区町村等が実施する、既存の制度のみでは充足できない問題や制度の狭間にある問題など地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的取組を支援するため「地域福祉等推進特別支援事業」を実施。   | 各都道府県・指定都市・市区町村等が実施する、既存の制度のみでは充足できない問題や制度の狭間にある問題など地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的取組を支援するため「地域福祉等推進特別支援事業」を引き続き実施予定。   |